

## 道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部改正について

### ・道路運送車両の保安基準の一部改正の概要

#### 1. イモビライザー等の盗難防止装置

イモビライザー（電子式移動ロック装置）、盗難防止用警報装置及び施錠装置に係る基準について、以下のとおり改正を行います。なお、改正にあたっては、その内容について「車両等の型式認定相互承認協定（略称）」（参考資料2及び3参照）に基づく認定規則（以下「協定規則」という。）との整合化を図ることとしています。（詳細については、別紙2参照）

イモビライザー（電子式移動ロック装置）（参考資料1参照）

自動車に備えるイモビライザー（電子式移動ロック装置）について、安全性、耐盗難性能等に関する基準を新たに規定します。

盗難防止用警報装置

自動車に備える盗難防止用警報装置について、警報の作動持続時間、周波数、作動回数等に関する基準を新たに規定します。

施錠装置

乗用自動車及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車に備える施錠装置に係る基準について、鍵破壊強度、電子式施錠装置の耐盗難性能等に関する定量的な基準を規定します。併せて、施錠装置の装備義務付け対象車種に車両総重量3.5トン以下の貨物自動車を追加します。

#### 2. 空気入タイヤ（走行装置等）

空気入タイヤについて、構造、最大負荷等に関する基準を規定します。なお、改正にあたっては、その内容について協定規則との整合化を図ることとしています。

### ・装置型式指定規則の一部改正の概要

乗用自動車用タイヤ及びトレーラ用タイヤ（協定規則第30号）、トラック用タイヤ及びバス用タイヤ（協定規則第54号）及び二輪自動車用タイヤ（協定規則第75号）の3つの装置を、協定に基づく相互承認の対象とするべく、道路運送車両法第75条の2に基づく特定装置に追加する等の旨の改正を行います。